道多方籍会だより

発 平成19年 行 **10**月**15**日

発行・編集/国分寺市議会 〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1 ☎(042)325-0111 (代表) 市議会ホームページ http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/gikai/main.htm



恋ヶ窪保育園・特定行政庁関連予算を 含む補正予算を可決

一般会計補正予算(第2号)は、恋ヶ窪保育 + 園本園舎の建替えに伴う基本設計及び実施設 計委託料等について計上するというものです。

恋ヶ窪保育園の新園舎については保護者会の皆さんから、『旧園舎用地で園舎計画を立ててほしい』との陳情も出されており、厚生委員会において、採択していました。

補正予算審査特別委員会では、同保育園の新園舎開設が、平成21年4月に予定されていることを踏まえ、各委員から、旧園舎用地に新園舎を建設することになった経過、設計スケジュールと議会等の意見を反映する必要性、運営事業者の募集に当たっての考え方等について、様々な観点から質疑が行われた後、採決を行い、全員賛成で可決しました。

次に、一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出それぞれ7億2,064万6千円を追加し、その総額をそれぞれ396億6,351万5千円とし、債務負担行為の追加及び変更、並びに地方債の限度額を変更するものです。

歳出の主な内容は、仮称第二光町学童保育所 指定管理委託経費、道路維持管理関係経費、庁 舎建設資金積立基金等を増額するものです。

補正予算審査特別委員会では、様々な質疑が

平成18年度決算を認定

平成18年度の一般会計及び各特別会計 の歳入歳出決算について、決算特別委員会 (委員長:井沢邦夫議員、他委員7名)を9 月19日~21日まで開催し、すべて全員賛 成で認定しました。

一般会計は、歳入決算額約374億5,938 万2千円、歳出決算額約363億2,221万円、 差し引き約11億3,717万2千円の黒字となりました。(各特別会計は6頁参照) 行われた後、討論が行われ、反対の立場からは、特定行政庁(建築確認事務)の移管に関連して、市が行うことの必然性がないこと、経費の全額を東京都に求めるべきであること、職員の定員削減が行われる一方で10数名の増員をすることへの疑問等が、また、賛成の立場からは、狭隘道路や耐震問題などに係る市民生活の改善及びまちづくり全体の考え方について、市の意思で推進していくためには特定行政庁の必要性を認める等の見解が示されました。この後、採決を行い、賛成多数で可決しました。

● ● 本会議では付帯決議も可決 ● ●

本補正予算案は、本会議においても賛成多数 で可決しましたが、特定行政庁に係る諸課題の 早期解決を求めるとともに関係条例が上程さ れるまでの間、予算案に含まれる特定行政庁に 係る経費の執行凍結についての付帯決議が提 出され、賛成多数で可決しました。

自治基本条例の審査中間報告

前回の定例会に市長より自治基本条例の提案(議会条項除く)がありました。本条例が国分寺市の最高規範として位置付けられているため、市議会は、議長を除く全議員で構成する「自治基本条例審査特別委員会」を設置し、審査することにしました。

7月の特別委員会では市側からそれまでの検討経過、逐条解説等の説明があり、8月には議会側が自治基本条例の識見者2名を参考人として招致し、全国の自治体における自治基本条例制定の背景と論点等について話を聴き、その後活発な質疑を行い、理解を深めました。以後、条文毎に審査することになり、今定例会では自治基本条例の前文から議論に入りました。

●●議会条項(案)まとまる●●

これと並行して、議会は二元代表制の立場から、独自に議会条項を作成していくこととし、

議会運営委員会において市民・職員の合同検討会の素案も踏まえて、8回の委員会の議論を重ねてきました。

議会運営委員会での議会条項(案)

1. 議会の設置

①市民の信託に基づき、市民の代表機関として、 議会を設置します。(趣旨:条例に議会条項を組 み入れるため、議会の存在を明記。)

2. 議会の責務

①議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければなりません。(趣旨:議会が市民の信託に応えるには、議会運営は重要な要素になる。議会運営のあり方を規定。)

②議会は、議員によって構成された意思決定機関であり、その権限を行使し、行政機関の監視、政策の提案、決定などを行なわなければなりません。(趣旨:自治体における意思決定機関としての議会の責務を規定。)

3. 議会の情報公開

①議会は、その保有する情報を市民に迅速かつ 適切に提供するなど、情報公開を総合的に推進 し、開かれた議会運営に努めるとともに、個人 情報を保護しなければなりません。(趣旨:情報 公開条例等に基づいて実施)

②議会は、わかりやすい議会運営をすすめるとともに、できる限り意思決定過程を明らかにすることに努めなければなりません。(趣旨:議会の意思決定過程を明らかにしていく努力義務を規定)

4. 議員の責務

①議員は、市民の代表者として、誠実に職務を 遂行しなければなりません。(趣旨:議員は市民 から、その役割を信託されている。議会を構成 する議員の責務を規定。)

②議員は、審議能力、立法能力を高めるための 研鑽に努めなければなりません。(趣旨:議員の 職務を十分果たすため、研鑽努力を規定。)

この議会条項は、最終的には市長提案と一体化していく方針です。